

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年8月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900323 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000021 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 22 年 12 月の標準賞与額 46 万円のうち 32 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

平成 23 年 12 月、平成 24 年 12 月及び平成 25 年 12 月の標準賞与額 43 万円並びに平成 26 年 7 月、同年 12 月、平成 27 年 12 月、平成 28 年 7 月、同年 12 月及び平成 29 年 7 月の標準賞与額 46 万円については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 12 月、平成 23 年 12 月、平成 24 年 12 月、平成 25 年 12 月、平成 26 年 7 月、同年 12 月、平成 27 年 12 月、平成 28 年 7 月、同年 12 月及び平成 29 年 7 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成 26 年 7 月は 40 万円、平成 28 年 7 月及び同年 12 月は 21 万 5,000 円並びに平成 29 年 7 月は 22 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月
② 平成 23 年 12 月
③ 平成 24 年 12 月
④ 平成 25 年 12 月
⑤ 平成 26 年 7 月
⑥ 平成 26 年 12 月
⑦ 平成 27 年 12 月
⑧ 平成 28 年 7 月
⑨ 平成 28 年 12 月
⑩ 平成 29 年 7 月

当時の賞与明細書に社会保険料等の記載がある。平成 22 年 12 月分から平成 29 年 7 月分までの賞与の年金記録が異なるため、正しく訂正をしてほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求者が提出した請求期間①から⑩までの賞与明細書とする期末手当明細書及び日本年金機構が提出した請求者の請求期間①から⑩までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）により、請求者は、平成22年12月21日、平成23年12月21日、平成24年12月21日、平成25年12月21日、平成26年7月18日、同年12月21日、平成27年12月21日、平成28年7月21日、同年12月21日及び平成29年7月18日にA事業所から賞与を支給され、平成22年12月は32万円、平成23年12月、平成24年12月及び平成25年12月は43万円、平成26年7月、同年12月、平成27年12月、平成28年7月、同年12月及び平成29年7月は46万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、A事業所が提出した給与規定及び決算書並びにB市が提出した請求者に係る給与支払報告書等により検証したところ、請求者が主張する請求期間に係る賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（平成26年7月は40万円、平成28年7月及び同年12月は21万5,000円並びに平成29年7月は22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。以下同じ。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までについて、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求者に係る厚生年金保険料についても納付してないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑩までの標準賞与額に基づく請求者に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900342号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2000003号

第1 結論

昭和48年4月から昭和52年4月までの期間(昭和48年4月1日資格取得、昭和52年5月23日資格喪失)については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年4月1日から昭和52年5月23日まで

私が、昭和48年3月に仕事を辞めた後、義父が地域の国民年金の集金をしていたため、義父が国民年金の加入手続を行い、1か月3,000円程度で3か月分まとめて集金してくれていた。毎年、義父から領収書となる納付書は受け取っていた。義父の集金データを調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金の任意加入の資格取得年月日は昭和52年5月23日と記載されており、又、同市は、当該名簿以外に請求者の請求期間に係る国民年金に関する資料を保管していない旨回答している上、日本年金機構も、請求期間当時、請求者に対して、別の国民年金の記号番号が払い出された記録は確認できない旨回答していることから、請求期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、請求者は、請求期間当時同居していた義父が納付組織の集金人をしており、義父が請求者の国民年金の加入手続及び請求者が手渡した請求期間の国民年金保険料の納付をしていた旨主張しているが、これらを行っていたとする義父は、既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

なお、請求者は、納付組織の集金人の名前で集金のデータが残っているはずであり、調査してほしいと主張しているが、A市は、請求者の請求期間に係る納付組織の代表者名、集金期間等不明である旨回答している上、日本年金機構も、集金人の氏名からデータ検索をできる資料及びシステムは存在していない旨回答していることから、請求者の求める調査は不可能である。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。